

○ 尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日
最終改正：令和 6 年 12 月 13 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 兼務（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 常駐を要しない期間（第 6 条）
- 第 1 章 総則

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、尼崎市工事請負契約約款第 1 1 条第 3 項に定める現場代理人の常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していることをいう。第 6 条を除き、以下同じ。）に係る義務の緩和措置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 兼務

（兼務を認める対象工事）

第 2 条 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が 1 件あたり 4, 500 万円未満の工事（単価契約によるものを除く。）の契約を締結する際、当該契約の工事場所が尼崎市内であり、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、この限りでない。

- (1) 既に契約している工事（以下「従前契約工事」という。）が尼崎市長又は公営企業管理者発注の工事であること。
 - (2) 従前契約工事の場所が尼崎市内であること。
 - (3) 従前契約工事（単価契約によるものを除く。）の契約金額（変更契約をしている場合は、変更後の契約金額）が、4, 500 万円未満であること。
 - (4) 既に現場代理人の兼務をしていないこと。
- 2 合併入札に付した複数の工事については、当該工事を 1 件の工事とみなして前項の規定を適用する。
- 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合は、特記仕様書等において、現場代理人の兼務を認めない旨を明示するものとする。

（兼務を認める条件）

第 3 条 前条の兼務を認める対象工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
 - (2) 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
 - (3) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が同項各号に掲げる条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

（兼務等の手続）

第 4 条 受注者は、前 2 条の規定により現場代理人を兼務しようとする場合は、契約締結時に「現場代理人兼務届」（第 1 号様式又は第 1 号様式の 2）を契約課に提出しなければならない。

- 2 受注者は、兼務をしている工事の一方が竣工した場合など現場代理人の兼務がなくなるときは、「現場代理人兼務解除届」（第 2 号様式又は第 2 号様式の 2）を契約課に提出するものとする。

(現場代理人の責務)

第5条 現場代理人が兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の工事現場における現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

第3章 常駐を要しない期間

(常駐を要しない期間等)

第6条 現場代理人は、次の各号に掲げる期間においては、尼崎市工事請負契約約款第11条第3項の規定に基づき、当該工事現場への常駐（作業期間中常に工事現場に滞在していることをいう。この条において同じ。）を要しないものとする。ただし、現場代理人は、工事担当課との連絡体制は確保しなければならないものとする。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）

(2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の施工を全面的に一時中止している期間

(3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

2 前項第2号に掲げる期間には、天候不良等による短期間の中止期間は含まないものとする。

3 第1項第3号の工場製作のみが行われている期間においては、現場代理人は、必ずしも工場に常駐することを要しないものとする。この場合において、受注者は、工場製作過程における品質管理、安全管理等に関して責任の持てる施工体制を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる期間は、工事ごとに、工事打合簿その他の書面により定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告その他契約の申込の誘引を行う契約について適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

第1号様式

現場代理人兼務届

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様

住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名
※押印は不要です

尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱第4条に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので、次のとおり届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、いかなる措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人		氏名	
		連絡先	
現在契約している工事	工事名		
	工事場所	尼崎市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額（税込）	円	
	工事担当課（監督員の所属）		
新たに兼務希望の工事	工事名		
	工事場所	尼崎市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額（税込）	円	
	工事担当課（監督員の所属）		

＊ 現場代理人兼務届（次の添付書類を含む。）は、新たに兼務を希望する工事の契約を締結する時に契約課へ4部提出してください。

【添付書類】：現在契約している工事の ①契約書（1頁目）の写し及び②工程表

第1号様式の2

現場代理人兼務届

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 様

住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名
※押印は不要です

尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱第4条に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので、次のとおり届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、いかなる措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人		氏名	
		連絡先	
現在契約している工事	工事名		
	工事場所	尼崎市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額（税込）	円	
	工事担当課（監督員の所属）		
新たに兼務希望の工事	工事名		
	工事場所	尼崎市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額（税込）	円	
	工事担当課（監督員の所属）		

＊ 現場代理人兼務届（次の添付書類を含む。）は、新たに兼務を希望する工事の契約を締結する時に契約課へ4部提出してください。

【添付書類】：現在契約している工事の ①契約書（1頁目）の写し及び②工程表

第2号様式

現場代理人兼務解除届

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名
※押印は不要です

尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱に基づき、
 現場代理人の兼務を解除することとしましたので、次のとおり届け出ます。

完成した工事	工事名	
	工事場所	尼崎市
	契約金額（税込）	円
	完成年月日	令和 年 月 日
	工事担当課（監督員の所属）	
兼務解除となる工事	工事名	
	工事場所	尼崎市
	契約金額（税込）	円
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	工事担当課（監督員の所属）	

* 現場代理人兼務解除届（次の添付書類を含む。）は、契約課へ4部提出してください。

【添付書類】：完成した工事の完成を認定した検査調書の写し

第2号様式の2

現場代理人兼務解除届

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 様

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名
※押印は不要です

尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱に基づき、
 現場代理人の兼務を解除することとしましたので、次のとおり届け出ます。

完成した工事	工事名	
	工事場所	尼崎市
	契約金額（税込）	円
	完成年月日	令和 年 月 日
	工事担当課（監督員の所属）	
兼務解除となる工事	工事名	
	工事場所	尼崎市
	契約金額（税込）	円
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	工事担当課（監督員の所属）	

* 現場代理人兼務解除届（次の添付書類を含む。）は、契約課へ **4部** 提出してください。

【添付書類】：完成した工事の完成を認定した検査調書の写し